

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会

共生

黒木隆之 書

2015年7月

第16号

【発行】
平成27年7月1日発行
【発行人兼編集人】
伊東安男

平成27年度に向けて(会長あいさつ)

本日はご多忙の中、経営協の総会にご出席いただきありがとうございます。県からは、古菌保健福祉部長様、県社協からは仮屋会長様に、ご来賓としてご出席いただいております。有り難うございます。



鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
会長 伊東安男

さて、私たち社会福祉法人は、これまで、福祉サービスの中心的な担い手としての使命感を持ち、地域における福祉ニーズの把握に努め、様々な支援を先駆的に取り組むことで、福祉制度の充実を図ってきており、現在においても、各福祉サービス提供者の中核的な存在として、大きな役割と使命を果たしております。

昨年度は、経済・社会が大きく変わるなか、少子高齢化の進展、規制緩和策など社会福祉地域福祉を取り巻く状況も大きく変わってきており、社会福祉法人の在り方が検討される等、更に高い公益性を踏まえた経営実践を通して安定的かつ質の高い福祉サービスの提供並びに福祉を目的とする事業等の実施により、地域社会の向上に貢献することが求められているところです。

かかる経営環境の変化に対処するため、今年度の事業推進においては、これからの社会福祉法人の経営のあり方として、公益的取り組み、財政状態の健全化、人事労務管理などに力点をおき事業実施並びに必要な情報の提供を図り、会員法人の資質向上と組織の強化に努めます。特に、活動の強化については、経営者セミナーのさらなる充実、社会福祉法人経営者大会の開催、スピーチコンテストの開催など、社会福祉法人の運営向上に向けた事業の実施に積極的に取り組むこととしております。

これからも皆様方のご協力をいただきながら経営協としてがんばりますので、よろしくお願い申し上げます。

平成27年度 県経営協定期総会開かれる

去る5月8日（金）鹿児島市内のホテルにおいて171法人（うち委任状85法人）の参加を得て開催しました。

伊東県経営協会長の挨拶のあと、古菌県保健福祉部長、仮屋県社会福祉協議会会長のあいさつをいただきました。



（伊東会長 開会あいさつ）

議長に希望会 やすらぎの里施設長 米丸和孝さんを選出、議事録署名人を指名し議事に入りました。

まず、「平成26年度の事業報告」の主なものとしては、福祉施策に関する要望・提案の実施、経営者セミナー、社会福祉法人会計研修、第2回県社会福祉法人経営者大会の開催、被災施設に対する各種支援、研修広報部会設置、スピーチコンテスト等の実施などです。

「決算」については、約19,994千円（実質11,571千円）の収入を基に執行状況が説明され、了承されました。

「平成27年度の事業計画」と「収支予算」については、まず、組織強化、経営相談事業、セミナー・会計研修会、スピーチコンテスト、被災地施設支援、第3回県社会福祉法人経営者大会など各種自主事業の実施について、説明がなされ、計画と予算案が提案どおり承認されました。続いての議案として、今年度、役員改選を迎えたことから、新体制の「会長、副会長、協議員及び幹事の承認について」の案が、承認されました。また、規程改正として、「役員の中から副会長1名（会長が1名推薦）を追加し、社会福祉法人経営者協議会による社会福祉の更なる発展に寄与するため組織の強化を図る」とする役員を増員し組織の強化を図ろうとする「役員選出手続要綱の一部改正」を提案、承認されました。

今年度も役員一同、会員法人の運営力・経営力向上のために鋭意努めますので、ご協力をお願いします。

「経営品質向上に取り組む社会福祉法人こうほうえん「変わる勇気、変える勇気」と
「施設利用者とのトラブルとその対処方法」に204名が熱心に聴講

県経営協「第1回経営者セミナー」開催報告

午前中の県経営協総会と合わせて午後からセミナーが開催されました。

まず、本県経営協の顧問弁護士の染川法律事務所 染川周郎弁護士による「社会福祉法人と施設利用者との間で発生するトラブルとその対処方法について」と題する講演で、実際に訴訟として対応した事例や過去各社会福祉法人で起こった事例等に基づき、経緯や法的関係、対処方法等について説明をいただき、法人・施設運営の取り組み等、基本に直結した参考となる有意義な講演でした。

次に、鳥取県米子市を拠点に、鳥取県全域と東京都で125事業所を運営されている大規模社会福祉法人こうほうえんの理事長 廣江 研氏による『事業のあり方「変わる勇気、変える

勇気』と題して、法人の理念「地域に開かれた 地域に愛される 地域に信頼される」を基に、施設利用者に対する大切にしたい価値観「互惠互助」の徹底を図り、また、「こうほうえんの職員は法人の財産です」とする利用者と職員の権利と義務の明確化など、10数年前から続けていた組織改善活動が評価され介護分野として日本初2014年度「日本経営品質賞」受賞したなど、社会福祉法人が果たすべき役割並びに社会福祉法人への期待など豊富な経験に立脚した講演は、聴講の全員が真摯に深く聞き入る内容となりました。

今年度も今後、経営者セミナーや経営者大会を実施しますが、会員その他の法人経営者の運営力・経営力向上のため有意義なものとなるよう努めますのでご期待ください。



(講師 梁川周郎弁護士)



(講師 廣江研理事長)

「平成27年度第2回社会福祉法人経営者セミナー」開催のお知らせ

現在、案内中、申し込み締め切りは9月15日(火)まで。多くの参加をお願いいたします。

1 開催趣旨

社会福祉法人は、経営環境が様々に変化しつつあるなか、福祉サービスの中心的な担い手としての存在意義を発揮して社会福祉の向上に寄与し、社会的な使命を果たしていくことがますます期待されております。このような状況に対応するため、今回は、社会福祉法人に係る状況・課題、長期的動向、安全管理、社会福祉法人経営のあり方等についての講演を企画しました。

2 日時、場所

平成27年9月29日(火) 10時20分から16時45分まで
城山観光ホテル 5階「飛天の間」

3 演題及び講師(予定)

時 間	演 題 等	講 師
9:30~10:20	受付	(5階 飛天の間)
10:20~10:30	開会 会長あいさつ	鹿児島県社会福祉法人経営者協議会 会長 伊 東 安 男
10:30~11:30	中央情勢報告及び熊本県「生計困難者レスキュー事業」の取組みについて(仮題)	全国経営者協議会 副会長 小笠原 嘉 祐 氏 (社会福祉法人 リデルライトホーム 理事長・熊本県経営協会长)
11:30~12:30	昼 食	(4階 天平の間)
12:30~14:30	「改正社会福祉法と2025年モデル対応の法人経営」～ゴーイングコンサーン(継続法人の前提)の仕組みづくりに向けて～	ウェルフェア・J・ユナイテッド株式会社 代表取締役社長 本 間 秀 司 氏
14:30~14:45	休 憩	
14:45~15:45	地方創生の動向等を踏まえた社会福祉法人の取組みについて	厚生労働省東北厚生局 健康福祉部 健康福祉課・福祉指導課 課長 家 田 康 典 氏
15:45~16:45	鹿児島県の福祉行政施策について(仮題)	鹿児島県保健福祉部 部長 古 菌 宏 明 氏
16:45	閉 会	

「子どもの笑顔のため」に

社会福祉法人富士福祉会
富士保育園 園長

岩 下 修 一

児童福祉法制定より、社会環境の変化、労働環境の変化、子育て環境の変化に伴い制度改正、関連法制定がなされつつ子供たちの育ちを守ることを公の責務として、その変遷をとげるなかにおいて、平成27年度4月から時代の再編ともいえるほどの「子ども子育て支援法」の制定、新たな制度「子ども子育て支援制度」がスタートしました。

子ども子育て支援制度は、これまでの改正とは違い保育所（園）にとって大きな変革であり、このことは保育所経営にとって混迷の岐路にたたされた感となりました。平行して地方の保育所（園）では、不安に思うと同時に子どもの育ちを守る環境が崩壊するとまで心配されたところも少なくはありません。

今回の制度において子育て支援環境の拡充がなされ選択肢が増えたことは、子育て中の家庭にとってより働きやすく、子育てがしやすい環境となったことは事実であり、必要とする子育て家庭も多いことも事実であります。また、それに対して保育所（園）を経営するものとしても、地域の子育て環境に応じて、必要とされる環境を選択し、経営していける時代と捉えられるのではないのでしょうか。

その一方では、少子化や人口減という地方の

共通課題である地域と、待機児童を抱える地域との保育経営格差が生じることや、保育を必要としない地域がでてくることも否めません。だからこそ、今の社会の中で保育所（園）経営者として何を成すべきかを今一度法人認可を受けたときに立ち返り、先代の思いを重んじ社会福祉法人経営者として気を引き締めていくことが必要だと考えています。

保育園経営にとっては、地域の状況により厳しい時代となったことは言うまでもありません。社会福祉法等の制度改革の課題もあります。地域社会がある限り、そこには必ずや福祉を必要とする方々がいます、福祉に従事するということは、福祉関連法が制定される以前より行われてきた慈善事業であり、古き日本人としての慈愛であり共助共生の心だと信じます。保育所経営者ではなく、社会福祉法人経営者であるということを意識しながら、保育所運営に努めて参りたいと思います。

子どもは社会の宝です。時代を創る大切な子どもたちです。その成長と育ちを支える使命を十分に認識し、「子どもの笑顔のため」に地域社会の一員として一体となって研鑽してまいりましょう。

経営協 に参加しましょう!!

私たち社会福祉法人が果たしている役割を広くアピールしながら、身近な社会福祉増進にさらに貢献できるよう、全国経営協に結集して会員の充実・強化に向けた政策提言を進めていきます。「経営者協議会」を大きな力にしていこう!

加入申込は県経営協事務局まで TEL 099-257-9885



「会員法人情報公開ページ」の更新をお願いします

～平成26年度決算書類・平成27年度現況報告書の登録について～

本会では、社会福祉法人の透明性を高め、社会からの正しい理解を得るべく、一昨年度から会員法人の皆さまに全国経営協会員法人情報公開ページにおける情報公開を進めています。

会員法人の皆さまには、本年度も、平成27年度現況報告書及び平成26年度決算書類（貸借対照表・収支計算書）の所轄庁への提出に併せて本会「会員法人情報公開ページ」の更新をお願いします。

全国経営協では、社会福祉法人が国民の信頼と支持を得るには、現況報告書や財務諸表にとどまらない積極的な情報公開が必要であると考えています。

また、こうした取り組みは、法人単位にとどまることなく、社会福祉法人全体が一体となり取り組んでいることを社会に発信していくことが重要です。

そのため、全ての会員法人が本会ホームページにおける情報公開の実施をしてください。

なお、平成26年度に公開すべき内容について、情報公開ページでの公開率は75.9%（5/26時点）となっており、いまだ公開していない会員法人におかれては所轄庁への届出に併せて必ず登録・公開してください。

なお、今年度からは、全ての法人がエクセル形式による電子ファイル等による所轄庁への提出となりますので、

所轄庁に現況報告書及び添付書類（貸借対照表及び収支計算書）をメールで送付する際、「宛先」欄もしくは「CC」欄に、
本会アドレス（koukai@keieikyo.gr.jp）を入力してから「送信」してください。

この作業をしていただければ、本会ホームページでの平成27年度分の情報公開は完了となります（本会情報公開サポートデスクにて登録作業を無料で代行いたします）。

情報公開の方法

★その1：貴法人で登録

法人概要や公益的な取組等の実施状況などを含め、必要書類を自法人にて公開する場合以下のURLから情報公開ページへアクセスください。

<http://www.keieikyo.gr.jp/cswm/>

なお、貴法人のID、PASSWORDが不明な場合は、サポートデスクまでお問い合わせください。その場ですぐにお伝えいたします。

★その2：登録代行 ※最短1分で終わります。

本会サポートデスクが情報公開作業を代行いたします。

所轄庁へ現況報告書および添付書類（貸借対照表及び収支計算書）をメールで送付する際、宛先欄もしくはCC欄に本会アドレス（koukai@keieikyo.gr.jp）をいれてください。

本会サポートデスクにて、法人が非公開とした情報（代表者年齢・住所、施設所在地）を非表示にし、公開します。

なお、Excelシートに読み取りパスワードをかけている場合は、必ずパスワードを本会へ通知ください。

また、不足書類等がございましたら、本会から貴法人へご連絡いたします。

※メールを送信いただくだけで、基本的な情報公開手続きは完了となります。

※本会HPでは、法人概要や公益的な取組等の実施状況なども掲載していますので、現況報告書等以外の情報の更新は貴法人にて実施ください。

※本会にお送りいただいた情報で公開不要なものは全てデータを消去いたします。

「全国経営協情報公開サポートデスク」（9：30～17：30 土・日・祝祭日休）

電話番号：03-3581-7897（直通）

メールアドレス：koukai@keieikyo.gr.jp



お知らせコーナー

大雨・台風等の襲来の時節となりました。万一被害にあわれた場合はこのような制度があります

☆九社連社会福祉法人経営者協議会の災害見舞金事業の主な内容

- ①対象災害の種類 ・対象とする災害は(1)災害救助法(2)その他
- ②見舞金の手続き ・各県経営協会長の内申が必要です。
- ③災害見舞金基準 (1法人につき)

	災害の種類及び被害額	見舞金額
1	施設建物、建物付属設備被害 <被害額> 100万円以上	最高限度額 10万円

④この事業は平成24年4月1日から適用されています。

[参考]

・全国社会福祉法人経営者協議会の災害見舞金の基準(1件につき)

	被害の種類および被害額	見舞金額
1	施設建物、建物付属設備被害 <被害額> 100万円以上 500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	10万円 20万円 30万円
2	法人役員・入所者死亡被害 ※生花代を贈り弔意を示す	1人あたり3万円

(注)1法人の被害が複数(施設・人)に及ぶ場合、1法人あたりの見舞金額上限は30万円とする。

・鹿児島県社会福祉法人経営者協議会見舞金

支給対象は、会員の死亡及び自然災害等による罹災。但し、広範に亘る災害(地震、風水害等)は除く。見舞金の金額は、2万円。



県社会福祉施設経営相談コーナー

県社会福祉施設経営相談コーナーでは、職員を配置し、文書、電話等により法人経営施設運営に関する相談を受け付けています。

秘密は厳守され相談は無料ですので是非とも御利用ください。

- ◇専任指導員1名
- ◇兼任指導員(公認会計士)1名
- ◇顧問弁護士(県経営協による委嘱。内容により弁護士会所定料金が必要)
- ◎連絡先: TEL 099-257-9885 FAX 099-250-9358
- ◎担当: 寺田



事務局便り

【前号発行後の経営協の取組み】

月	日	行事名	場 所	主な内容等
27年4	14	県経営協監査	県社会福祉センター	定期監査
"	15	施設経営指導連絡協議会	"	予算・事業関係協議等
"	30	役員会	"	新協議員
5	8	県経営協総会	城山観光ホテル	定例総会
"	8	第1回経営者セミナー	"	講演

【これからの経営協の取組み(予定を含む)】

月	日	行事名	場 所	主な内容等
27年5	29	九社連第1回役員会	佐賀市	九社連主催
7	16	第1回会計研修会	城山観光ホテル	会計基礎・新会計基準等
"	28	経営協九州ブロック会議	佐賀市	全国経営協主催
9	29	第2回経営者セミナー	城山観光ホテル	講演
10		第2回会計研修	未定	質疑応答・新会計基準
"		知事への要望	県庁	各種別協の要望事項等
28年1	20	第4回スピーチコンテスト	かごしま県民交流センター	発表・表彰等
2	10	第3回 社会福祉法人経営者大会	城山観光ホテル	講演・分科会等
"		第3回会計研修	鹿児島市(奄美市)2箇所開催	決算・新会計基準